

2020年4月10日

会員各位

公益社団法人 日本人間ドック学会

理事長 篠原 幸人

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る緊急事態宣言を踏まえた 人間ドック健診等における対応について

今般、人間ドック・健診施設の皆様におかれましては、感染蔓延防止のため日々のご対応にご努力されておられることに感謝申し上げます。

政府は5月の連休明けまでが日本国内の爆発的な感染拡大を防ぐ重大な期間であるとして、7都府県を対象とした「緊急事態宣言」が4月7日から5月6日まで発出されました。政府の方針を受け、国の定める法定健診（特定健康診査・特定保健指導、労働安全衛生法に基づく一般健康診断、学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断）は、4月中の実施を見送る対策が既にとられております。

さらに、この「緊急事態宣言」を受けて厚生労働省は4月8日付けにて中央保険者団体等に通知文（別紙）を既に出しております。

本学会の会員施設・健診機関におかれましては、厚生労働省のこの通知内容に沿って、粛々と対応して戴き、人間ドック・健診受診者の安全と各施設の感染拡大防止対策を第一にお考え戴き以下のとおりご協力をお願い申しあげる次第です。

<人間ドック・健診施設へのご協力のお願い事項>

### 1) 緊急事態宣言の対象地域内にある人間ドック・健診施設

人間ドック・健診等を受診される皆様に受診の延期をお願いし、少なくとも緊急事態宣言の期間中は、特定健康診査等は実施しないこと。

### 2) 緊急事態宣言の対象地域以外の人間ドック・健診施設

人間ドック・健診等を受診される皆様に対しては、受診の延期をお願いするか、もしくは新型コロナウイルスの感染拡大の防止策を徹底し、受診者（保険者）のご理解を得、十分な安全策を確認した上で実施されること。

\*なお、緊急事態宣言の対象地域、対象地域外に関係なく、公的保険者以外が行う人間ドック・健診等は自粛対象事業には含まれておりませんが、自粛は当然必要とされております。また、対面形式や集合形式では行わない事が強調されております。従って受診者数、時間帯その他を十分考慮して戴き、呼吸機能検査などは後日施行して戴く、更に結果説明や生活指導は工夫する事が成されれば実施は可能かもしれません。

しかし、これは受診者・健診施設双方の自己責任で行われる場合に限りませす。  
結論として当学会としては公的保険者以外が行う人間ドック・健診等に関しては一律の  
中止要請はしない事とします。

- 3) 本宣言が 5 月始めに終了するとは限りませす。当学会といたしましても今後を見据え、学会内に対策委員会を至急設置する予定です。

以上